

意見書

平成 21 年 6 月 25 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

957-0061

にいがたけんしほたしすみよしちょう5ちょうめ12ほん22ごう  
新潟県新発田市住吉町5丁目12番22号

株式会社新潟通信サービス

代表取締役 ほんま 本間 せいじ 誠治

Tel. Fax.

メールアドレス

平成 21 年 5 月 26 日付け情郵審第 3013 号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

## &lt;総論&gt;

## 1 ネイティブ方式の問題点

このネイティブ方式にはいくつかの問題点があります。

- 1) 最大3社のみ利用可能な制限があること
- 2) 接続点が東西各1個所であること
- 3) 折り返し機能の提供が許可されること

また、「ネイティブ方式」という呼び名は「トンネル方式」という呼び名に比較しあたかも優れた方式との印象を与えインターネットユーザを「ネイティブ方式」に誘導するかの様な印象を与えます。

もし、このまま「ネイティブ方式」が採用されるようであれば日本国内のインターネットは「ネイティブ方式」という名の元に集約され少数独占のバリエーションの無い、プロバイダ毎の独自性を持たないサービスへと低下し、インターネットユーザへのサービス低下や価格の固定化といった弊害を生むことにつながると思われます。

多くのプロバイダが「ネイティブ方式」で、各県単位でサービスができる技術が確立するまで許可されないことが適当と考えます。

## &lt;各論&gt;

## 1) 最大3社のみ利用可能な制限があること

この方式の問題点の一つはNTT東西毎に最大3社にのみ限定されてしまうことでもあります。

NTT東西では、今後技術の発達や機器の発達により拡大できる可能性があると言明していますが、3社という制限が機器性能よりも利用プロトコルのもつ制限によって、今後とも増加する見込みはない事は明白であります。

また、この3社を選定する条件が「インターネット接続サービスの契約数」の多い方から3社となっていますが、インターネット接続契約数の数え方が不明瞭であります。例えば携帯電話会社の携帯所有者もインターネット接続契約者数に入るのか、契約数の把握は何の資料を基にどういった手段で確認するのか等も不明です。

更に、「事業者に対して不当な接続等の条件を付さないこと」や「特定の電気通信事業者に対して不当に差別的な取扱いを行わないこと」を約款に定めていますが、経済の原則ではどこまでが不当と見做すか不明です。少々の価格差などは相手規模によって変化することは日常的にみられることであり、差額の理由さえ付ければ、不当とは言えない現実があります。

「ネイティブ方式」は一見プロバイダにとって高価に見える価格設定にしていますが、実際には価格が決定されたものではなく、開発費や運用費などの費用がこれから開発するという事で大きく圧縮することができるかもしれません。

費用負担も NTT 東西も含めて費用は折半となっていますが NTT 東西のどのサービスについて費用折半になるのか明確ではなく、場合によっては非常に低額な負担になる可能性が秘められています。つまり、現在出されている資料では一般プロバイダではサービス参入に踏み込めるだけの資料が提供されていない中で、3社という枠組みで強制的に参加もしくは不参加の判断をしなくてはならない状況です。

サービスの提供面でも「ネイティブ方式」という名前をつけ「トンネル方式」との間で差別化をはかっています。言葉から受けるイメージについても「ネイティブ方式」はイメージ戦略で優位に立ち NTT 東西は「ネイティブ方式」に誘導したい意図が見えております。

将来 NTT の再編成が行われ NTT（東西）自身がプロバイダを行うことができるようになった場合などを考えるとインターネットサービスが NTT（東西）の独占となる可能性を秘めた今回の「ネイティブ方式」には賛同できません。

## 2) 接続点が東西各1個所であること

次に問題となるのは、NTT 東西との接続点が東西 NTT の指定する1か所に限定されることです。

今回の「ネイティブ方式」では NTT 東西との接続点を東西各1個所とすることが説明されています。又、将来的には増設する可能性もあると説明されていますが、弊社では3月の調査申込において NTT 東日本に対し「新潟県」にアクセスポイントの設置を要望し、県単位の接地を要望いたしました。

現在 NTT 東日本とは協議継続中ではありますが、実際には不可能との回答を得ています。内容としては NGN 網そのものが NTT 東西毎に1つのネットワークになっており、県単位のサービスではなく「県を超えた広域サービス」であることに起因していると説明されています。

しかし、全国には、地域で ISP 事業を行っている多くの会社があります。今回の接続点1個所への制限は地域で ISP 事業を行っている事業者にとっては死活問題です。これまで自主的に設定できた価格やサービスがすべて全国規模の事業者にゆだねられ、地域の事業者の自主的なサービスは不可能となってしまいます。

特に弊社では公共団体や学校、一般向けに「有害情報のフィルタリングサービス」を提供しております。こうした自主サービスは県内に接続点があることで、自社 IP アドレスを利用して、無料のサービスとして提供しております。今回の「ネイティブ方式」では県内に接続点がないため、他社のローミングとなってしまう、提供不可能なサービスとなります。

## 3) 折り返し機能の提供が許可されること

今回の「ネイティブ方式」では折り返し機能が許可されるようです。

前項で説明したフィルタリングサービスは折り返し機能が提供されると利用できなくなります。

弊社では端末側の設定ではなく、プロバイダ側の設定で有害サイトへのアクセスを禁止することで、利用者の設定やソフトの導入などを回避しています。

又、子供達が手順を覚えてフィルタリングを解除する事が出来ないようプロバイダ側での設定となっております。

折り返し機能が有効になると 同一網内に有害な情報を提供するサーバがあった場合、誰もそのサーバへのアクセスを止めることができなくなります。

折り返し機能が前提の「ネイティブ方式」は認めることはできません。

#### 4) 結論

現在 NTT 東西から出ている「ネイティブ方式」による接続については以下のようによまとめられます。

- a) 3社しか契約できないこと。3社以上に利用が可能になるのは何時頃で何社程度になるのかまったく見通しができていないこと。
- b) 地域での事業者を全て排除し、全国規模の少数 ISP のみが残る形となる事業モデルであり、公平性に欠き、地域での ISP 事業ができなくなり、結果として技術蓄積や技術者育成に悪影響を与える可能性があること。
- c) 地域や ISP 独自の独創性をもったサービスができなくなることで技術やサービスの停滞を招く恐れがあること。
- d) サービスの質が均質化し、価格が固定化される恐れがあること。

以上を考慮すると現在の段階で「ネイティブ方式」による接続を認めることは時期早々であり、NTT 東西の技術開発によって、より多くの ISP の利用が可能になり、更に地域での接続も変わらずできるようになるまで「ネイティブ方式」は認可を保留することが適当と考えます。